

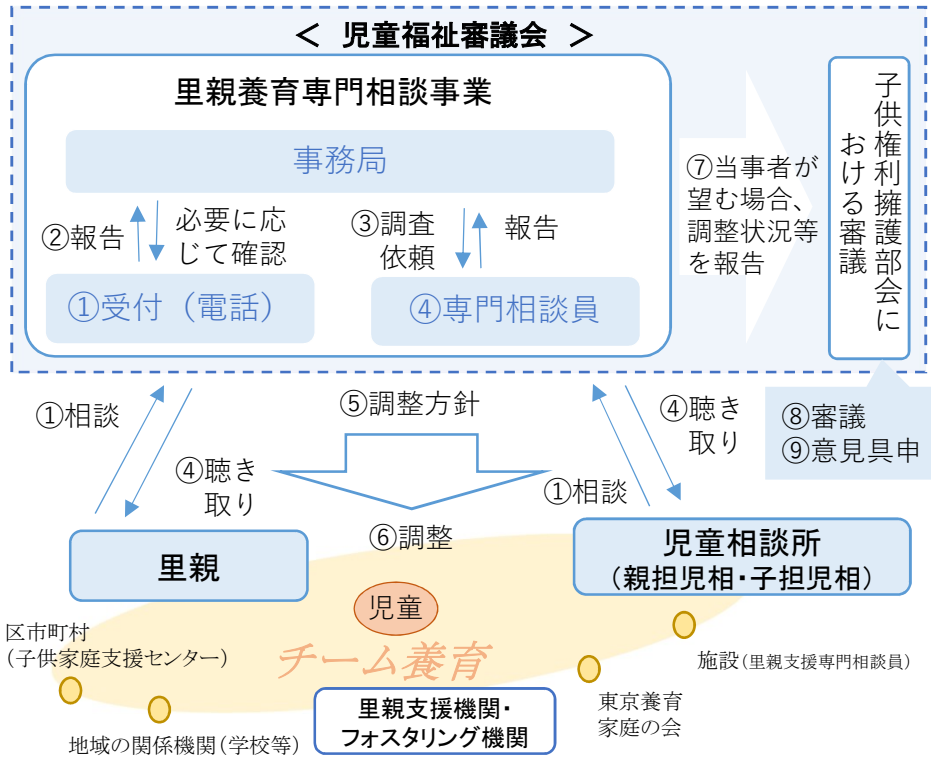
目的

子供の最善の利益を守るため、里親子や児童相談所から意見を聴く仕組みを構築する。

業務フロー

- 1 電話による相談受理
- 2 専門相談員による聴き取り（里親、児童相談所、児童）
- 3 聴き取り内容の報告、調整方針の決定
- 4 里親・児童相談所との調整
- 5 児童福祉審議会での審議

※「調整」とは、申し出内容の適・不適等の判断を伴うものではなく、当事者の合意点を見出す趣旨



制度概要

**<前提>**  
児童相談所の措置権を拘束するものではないが、児童福祉法の理念に則り、里親と児相の意見の調整に努めるものとする。

**<対象案件>**  
チーム養育の中で調整ができなかった案件で、里親や児童相談所が第三者の関与のもと、子供の利益のために、今後の養育のあり方を検討したいと考えるケース

**<申し出者>**  
里親及び児童相談所  
意見の聴き取りについては、原則として委託児童も対象とする。

**<申し出の時期>**  
原則として児童の受託中に相談することとし、措置解除後については、解除後半年間までを本仕組みの対象とする。  
※措置解除等に関することは、措置解除等の前に本仕組みを活用することが効果的

**<児福審との関係>**  
児福審子供権利擁護部会の相談窓口として位置づけ、児相長に対し、意見具申を行う。  
なお、里親に対しては、意見具申の内容を伝達する。

**令和3年7月1日より事業開始**

➤ 弁護士2名、公認心理師3名の専門相談員により運営開始